平成２１年（フ）第９９５７号
東京都中野区上鷺宮４丁目６―18―508、開始決定時の住所東京都港区南青山６―５―36―24
破産者　石原萬亀雄
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９５８号
東京都中野区上鷺宮４丁目６―18―508、開始決定時の住所東京都港区南青山６―５―36―24
破産者　石原由美子
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０３６３号
宮崎県延岡市大貫町４丁目1499―２、開始決定時の住所神奈川県相模原市共和１丁目３―49―1201
破産者　金子　雄希
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７１８号
埼玉県富士見市東大久保854―１、住民票上の住所埼玉県朝霞市三原５丁目２―15―910
破産者　田中　孝義
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９６７号
埼玉県秩父郡長瀞町大字矢那瀬178―６
破産者　山本　　実
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５４９号
千葉県柏市柏３丁目１番14号　大徳ビル２Ｆ
破産者　株式会社エフ・アイ・ティ
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３１４号
長野県東筑摩郡筑北村坂井2851、開始決定時の住所東京都北区滝野川７丁目31―３
破産者　西澤　正利
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７３０号
神奈川県座間市南栗原２丁目５番28号
破産者　井口トーヨー住器株式会社
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７３１号
神奈川県大和市中央７丁目12―２
破産者　井口　新一
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４３７３号
埼玉県三郷市戸ヶ崎１丁目573　エクセルハイムⅠ―101、開始決定時の住所東京都足立区東保木間１丁目26―33
破産者　長谷川　仁
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５０１１号
神奈川県相模原市南台５丁目11―15―506
破産者　千田　均治
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５０５９号
群馬県伊勢崎市間野谷町659
破産者　木村　真弓（旧姓野宮）
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１６６号
東京都江戸川区松島４丁目29―17―301
破産者　伊勢谷充夫
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２８０号
神奈川県川崎市多摩区登戸3232―１―202
破産者　鷹野　定郎
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４８３号
東京都台東区東上野４丁目27番８号
破産者　株式会社アーキトレーブＬ＆Ｄ
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９０７号
東京都北区東十条２丁目14―１―1201
破産者　大須賀静江
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６４７号
東京都世田谷区新町１丁目18―８―Ｂ―201
破産者　手塚　英幸
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０２９号
静岡県浜松市中区高丘西３丁目18番10号
破産者　有限会社ピアハウス
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０３０号
静岡県浜松市中区高丘西３丁目18―10
破産者　山本　美寿
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０３１号
静岡県浜松市中区高丘西３丁目18―10
破産者　山本　光子（旧姓下山）
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０３３号
東京都品川区小山台１丁目21―３―205、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘３丁目１―26―902
破産者　齋藤　信弘
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部